

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成 13 年 4 月 6 日国自技第 50 号） 新旧対照表

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号
 改正 平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号
 (傍線の部分は改正部分)

新			旧		
使用者特定書面一覧表			使用者特定書面一覧表		
車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面	車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
用途区分通達 4-1-1 の自動車					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4-1-2 の自動車 <u>(注)</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医療防疫車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に基づく病院又は診療所等 <u>（中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面）</u> 若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・ (略) 	医療防疫車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・ (略)
図書館車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人 <u>であることを証する書面の写し</u> ・ 使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合 	図書館車	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人 <u>の定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し</u> ・ 使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達4－1－3の自動車		
(略)	(略)	(略)

注：「用途区分通達4－1－2の自動車」について、法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達4－1－2の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6（略）	<ul style="list-style-type: none"> （略） 国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面（中小企業等協同組合の場合は、その

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達4－1－3の自動車		
(略)	(略)	(略)

（新設）

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達4－1－2の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6（略）	<ul style="list-style-type: none"> （略） 国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開

	<p><u>組合員がこれ らの団体で構 成されている ことを証する 書面)又は獸 医療法に基づ く診療施設の 開設の届出を した者である ことを証する 書面の写しの 提出を求める ものとする。</u></p> <p>なお、当該自 動車の所有者 が医療防疫車 として道路運 送車両法第71 条に規定する 予備検査を受 ける場合にお いては、交付 申請時に当該 書面の写し (国、地方自 治体、日本赤</p>		<p>設の届出をし た者であるこ とを証する書 面の写しの提 出を求めるも のとする。な お、当該自動 車の所有者が 医療防疫車と して道路運送 車両法第71条 に規定する予 備検査を受け る場合におい ては、交付申 請時に当該書 面の写し(国、 地方自治体、 日本赤十字社 が使用者とな る場合にあつ ては、委任状 等)の提出を 求め確認を行 うものとす る。</p>
--	--	--	---

		十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。		
教習車	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4－1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から<u>公安委員会</u>に対して教習用自動車の証明願いをした場合、<u>公安委員会</u>は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定 	<p>教習車</p> <p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4－1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から<u>都道府県警察本部</u>に対して教習用自動車の証明願いをした場合、<u>都道府県警察本部</u>は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証

		<p>外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっていので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>		<p>明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっていので、これらの証明書の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>
--	--	--	--	--

3-1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
粉粒体運搬車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照</u>
タンク車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若し</u>

3-1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
粉粒体運搬車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実施要領4-41-8参照</u>
タンク車	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実施要領4-41-3、4-41-4、4-41-5参照</u>

		<p><u>くは第237条第2項第4号、5号又は6号参照</u></p> <p>・(略)</p>			<p>・(略)</p>
アスファルト運搬車	(略)	<p>・<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u></p>	アスファルト運搬車	(略)	<p>・<u>実施要領4-41-3参照</u></p>
活魚運搬車	(略)	<p>・密閉された容器の最大積載量の算定は、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号</u>を準用する。</p>	活魚運搬車	(略)	<p>・密閉された容器の最大積載量の算定は、<u>実施要領4-41-3</u>を準用する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ (略)
散水車	<p>散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u> 	散水車	<p>散水作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>(新設)</u>
糞尿車	<p>糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u> 	糞尿車	<p>糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1～3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 ・ <u>(新設)</u>

		<u>2項第4号参照</u>		
--	--	----------------	--	--

附 則 (平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号)

- 1 本改正規定は、公布の日から適用する。

